

習志野市庁舎

食堂使用基準

令和4年12月

習志野市

作成：

I	建物概要(厨房部分)		
1	建築概要	1	付図
2	電気設備概要	1	1 配置図・庁舎フロア案内
3	空調設備概要	1	2 1階平面図
4	給排水衛生設備概要	1	3 食堂詳細図
			4 食堂厨房配置図・厨房機器表
			5 食堂厨房機器詳細図
II	工事区分について		
1	工事区分の定義	2	
III	一般規制		
1	工事範囲	3	
2	法規制遵守	3	
3	用途の制限	3	
4	避難口及び避難経路	3	
5	構造躯体、サッシュの損傷	3	
6	各種設備機器の機能障害	3	
7	防火区画貫通	3	
8	什器、備品	3	
9	清掃	3	
IV	現況仕様・工事区分表		
1	現況仕様・工事区分表(1階厨房用)	4	

I 建物概要（厨房部分）

1 建築概要

- (1) 内装仕上
床：コンクリート下地の上、塗膜防水、
スタイロフォーム嵩上げ押えコンクリートの上、合成樹脂塗床（1FL床仕上げレベル+300）
壁：ケイカル板t6.0の上NAD塗装仕上
天井：ケイカル板t6.0の上NAD塗装仕上

2 電気設備概要

- (1) 幹線設備
受変電設備より基準容量にて分電盤、動力盤まで幹線布設
- (2) 動力設備
バックヤードに動力盤を設置し、厨房機器に電源を供給
- (3) 電灯コンセント設備
バックヤードに分電盤を設置し、照明、コンセント、厨房機器に電源を供給
- (4) 照明設備
基準照明を設置
- (5) 構内交換設備
バックヤードにアウトレットを設置
- (6) テレビ共聴設備
バックヤードにアウトレットを設置
- (7) 非常用照明・誘導灯設備
法規に準じ設置
非常照明：電源別置型 誘導灯：電池内蔵型
- (8) 自動火災報知設備
法規に準じ感知器を設置
- (9) 拡声設備
法規に準じスピーカーを設置

3 空調和設備概要

- (1) 空調設備
厨房用パッケージ型空調機を設置
- (2) 換気設備
厨房用給排気設備を設置

4 給排水衛生設備概要

- (1) 給水設備
各厨房機器への配管接続
- (2) 排水設備
各厨房機器への配管接続、グリーストラップ設置
- (3) ガス設備
各厨房機器への配管接続
- (4) 衛生器具
厨房内に手洗器、バックヤードにトイレを設置

5 厨房機器概要

- (1) 厨房機器概要
厨房機器を設置（詳細は別紙参照）

II 工事区分について

1 ※工事区分の定義は、下記の通りとします。

	A 現況仕様	B 仕様変更工事	C 追加工事
内 容	基準仕様	A既存仕様の変更を伴うテナント工事	A既存仕様の変更を伴わないテナント工事
資 産 区 分	建物所有者（習志野市）	テナント	テナント
費 用 負 担	建物所有者（習志野市）	テナント	テナント
原 状 回 復 義 務	—————	あり	あり
竣 工 図 書	建物所有者がA工事の竣工図を所持	テナントがB・C工事の竣工図を作成 ※竣工図書およびCADデータを契約検査課までご提出下さい。	
発注者	建物所有者（習志野市）	テナント	テナント
設計者	清水建設株式会社一級建築士事務所	テナント指定設計者	テナント指定設計者
施工者	清水建設株式会社	テナント指定業者可	テナント指定業者可

Ⅲ 一般規制

- 1 工事範囲
対象室内部の工事に限定します。建物共用、外構、外部の工事はできません。
また、退去時に容易に現状回復が可能な範囲の工事に留めること。
- 2 法規制遵守
本設計は、B1F、1F部分を建築基準法階避難安全検証（ルートB）、2F～RFを建築基準法仕様規定（ルートA）に基づいた建築計画としています。
消防法 16（イ）項に該当しております。
室内工事について計画を行う際には、必要な関連各法令の規定に従ってください。

（例）	・建築基準法及び同施行令 ・消防法及び同施行令	・電気設備技術基準 ・ビル管理法
-----	----------------------------	---------------------

以上の法規及び行政指導による改善、改造等の指示を受けた場合、すべてに優先してその指示に従ってください。
- 3 用途制限
建物は市庁舎用途として建築基準法その他に基づき計画設計されています。
 - ・騒音の発生する部屋や機器類は事前に協議し、防音対策に充分配慮して下さい。
 - ・匂いの発生する部屋や機器類は事前に協議し、防臭対策に充分配慮して下さい。
 - ・爆発のおそれのあるもの、大量の薬品、放射性物質等の実験室、収納室は設置できません。
- 4 避難口及び避難経路
対象室内の2方向避難及び避難通路幅及び避難口有効幅については、建築基準法を遵守したレイアウトとして下さい。
- 5 構造躯体・サッシの損傷
本体の構造躯体コンクリート、耐火被覆、建具、サッシ等に損傷を与える行為（はつり、穴あけ、ホールインアンカー他）は一切禁止します。
- 6 各種設備機器の機能障害
各種設備機器は、対象室を間仕切りの無い大部屋として使用することを前提に設置してあります。
各種点検口（壁、天井）シャッター、シャッタースイッチ、及び各種防災機器（煙感知器、非常照明、誘導灯等）及び空調吹出口、吸込み口、サーモスタット等の機能を妨げないように注意して下さい。
- 7 防火区画貫通
天井内あるいは床下（フリーアクセス・フロア下）で防火区画を貫通する配管、ケーブル等を施工する際は建築基準法施行令等に適合する方法で、貫通処理を確実に行って下さい。
- 8 什器、備品
建物内の不燃化推進のため什器、備品は原則として鋼製あるいは、不燃材で作られたものを使用して下さい。
椅子、ローパーティション等で布製品を用いる場合は防災加工品とし特殊なもの、または止むを得ないものの設置に関しては、別途協議して下さい。
棚、書架、キャビネット等の転倒防止策は必ず実施して下さい。
A 現況仕様で設置している厨房機器の通常の保守点検等はテナントの負担で実施してください。
また、年に1回市にて専門業者による機器点検を実施いたします。
故障した際は、瑕疵状況に応じ、市と協議し修理負担を決めます。
- 9 清掃
厨房部及びバックヤード、レストラン部はテナントにおいて清掃を実施してください。

□現況仕様・工事区分表 (1F厨房用)

工事項目	工事区分	A 現況仕様	B 仕様変更工事	C 追加工事	備考
1F 厨房用 建築・厨房内装工事 部分仕様記載無し	床	コンクリート下地の土、塗膜防水、 スタイロフォーム嵩上げ押えコンクリートの上、合成樹脂塗床 (1FL床仕上げレベル+300)	-	-	1/100水勾配、排水グレーチング
	壁	ケイカル板t6.0の上NAD塗装仕上	-	-	耐水仕様 (タイル及びNAD塗装等)
	厨房内間仕切り壁	-	-	-	
	天井	ケイカル板t6.0の上NAD塗装仕上	-	-	
	内部造作	造作家具	-	-	市民レストランと区画するカウンターはA 現況仕様
	建具・シャッター	-	-	-	上記カウンターに取付く建具はA 現況仕様
	家具・什器	-	-	-	
防災設備工事	サイン・看板・ 店名表示	-	-	-	
	自動火災報知器	基準法定設備	-	-	
	非常放送	基準法定設備	-	-	
	非常照明	基準法定設備	-	-	
	誘導灯	基準法定設備	-	-	
	消火設備	基準法定設備	-	-	厨房内に屋内消火栓設置なし
	ガス感知器	-	-	-	
設 空 備 気 工 調 事 和	排煙	基準法定設備	-	-	自然排煙方式
	消火器	基準法定設備	-	-	
	一般換気設備	一式	-	A現況仕様以外一式	
	空調設備	一式 (厨房用天吊型)	-	A現況仕様以外一式	
	厨房用給排気設備	一式 (排気フード含む)	-	A現況仕様以外一式	
	自動制御設備	一式	-	A現況仕様以外一式	個別スイッチによる発停、温度設定
	給水設備	厨房機器まで配管接続 (子メーターあり)	-	A現況仕様以外一式	
衛 工 生 事 設 備	汚水・雑排水	グリーストラップの設置、シンダー内配管、 厨房機器まで配管接続、 グリーストラップ以降の配管	-	A現況仕様以外一式	
	ガス設備	厨房機器まで配管接続 (子メーターあり)	-	A現況仕様以外一式	
	衛生器具	一式 (厨房内手洗器・便所大便器)	-	A現況仕様以外一式	
機 厨 器 房	厨房機器	一式	-	A現況仕様以外一式	詳細は別紙参照
電 気 設 備 工 事	電源	幹線、動力盤、分電盤の設置 (子メーターあり)	-	A現況仕様以外一式	
	照明	基準照明 (500LX) 設置	-	A現況仕様以外一式	
	コンセント	基準照明、コンセント、厨房機器への電源供給	-	A現況仕様以外一式	
	動力	基準空調、厨房機器への電源供給	-	A現況仕様以外一式	
	発電機・UPS電源	-	-	全ての工事	
	BGM・放送	-	-	全ての工事	建物全体用の非常放送スピーカーはA 現況仕様
	有線放送	-	-	全ての工事	
	TV共聴	バックヤードにアウトレット1箇所設置	-	A現況仕様以外一式	
	電話局直接加入	バックヤードにアウトレット3箇所設置	-	A現況仕様以外一式	
	防犯・入退出・監視カメラ インターネット対応	-	-	全ての工事	バックヤードに通線用空配管のみA 現況仕様